

1 滋賀の森林の価値

(1) 森林の多面的機能と人々の暮らし

滋賀県の中央には、豊かな水資源を湛えた琵琶湖があります。その琵琶湖を取り囲む森林は、生命の源である琵琶湖の清らかな水をはぐくみ、県土を洪水や土砂災害から保全して県民の生活を守るとともに、二酸化炭素を吸収固定し地球温暖化を防止する機能を有しています。また、木材等の豊かな林産物を供給し、多様な動植物の生息・生育の場の提供をはじめ、森林浴など野外レクリエーションを通して保健休養の場や子ども達に生きる力をはぐくむ自然体験活動の場を提供するなど様々な役割を果たすとともに、琵琶湖と一体となって、ふるさと滋賀独特の四季折々の風景を形づくっています。

人々は、緑豊かな森林からこうした計り知れない恵みを楽しんでおり、まさに、森林は琵琶湖と人々の暮らしと切り離すことができない何ものにも代えがたい貴重な財産です。

また、こうした森林の恵みを評価しますと、日本全体では年間約70兆円であると言われており、滋賀県の森林では年間約6,716億円になると評価されています。

(資料 21～25ページ 「森林の多面的機能」参照)

(2) 滋賀の森林の現状と課題

森林・林業の現状

滋賀県の森林面積は202,449ha(平成15年度末現在)と県土面積の約2分の1を占めています。その大部分は民有林で、184,738haを占めています。

また、民有林のうち天然林が99,331ha(54%)、スギやヒノキが植林された人工林は78,846ha(43%)となっています。

間伐等の手入れを必要とされる60年生までの人工林は約60,000haありますが、その約3割の約18,000haは手入れ不足になっていると推計されています。

また、間伐材は、間伐実施量の1割程度(約2,000m³)しか利用されておらず、林内に放置されているのが実態です。

森林所有者の状況をみますと、1ha以上の森林を保有している林家は、9,910戸ありますが、そのうち5ha以下の小規模林家が約80%を占めています。逆に、50ha以上の森林を所有している大規模な林家は54戸です。森林の所在する市町村区域内に居住していない森林所有者(不在村者)の所有する面積は15.6%を占めています。また、1ha未満の森林所有者は約5万人程度と推計されます。

(資料 1～7ページ 「滋賀県の森林・林業の現況」参照)

課題

森林は、これまで、森林所有者による木材生産を軸とした経済活動を通じて整備・保全されてきました。また、奥山では炭焼きが、里山では薪の採取や水田耕作と結びついた肥料となる落ち葉の採取

が行われるなど、地域住民の暮らしと深く関わってきました。

しかし、高度経済成長期以降の社会経済情勢が大きく変化する中で、安価な輸入木材の増加により昭和55年をピークに木材価格が低下（山元での立木価格はスギで昭和55年の約5分の1以下に低下）し、長期にわたり低迷する一方で、林業労働者の賃金は昭和55年度の2倍に高騰しており、林業の収益性は悪化の一途をたどり、森林所有者の森林整備意欲が低下しています。さらに、若い世代がサラリーマン化により都市へ流出し、山村地域の高齢化や過疎化などにより林業離れが進行し、適切な整備がされずに放置される森林が増加してきました。

（資料 7ページ 「木材の自給率と木材価格の状況」参照）

特に、滋賀県の森林所有者は先に述べたように小規模林家が多く、林業経営の対象として管理されている森林は少ないものと考えられます。

こうした状況の下で、滋賀県の素材生産量は、平成15年度では38,000m³で40年前の1割程度にまで減少（昭和39年度の素材生産量は360,000m³）しています。

加えて、生活様式の変化による薪炭から化石燃料への転換や化学肥料が急速に普及することによって、奥山では炭焼きがされず、里山でも薪や落ち葉の採取が行われなくなり人々の暮らしと森林との関係が希薄化してきました。その結果、里山林や奥山林は利用されずに長期間放置され、特に里山では松枯れの増加やタケの繁茂などがみられます。

こうした現在の森林を取り巻く厳しい情勢を踏まえると、これまでの森林所有者による優良な木材生産を軸とし、結果として森林の多面的機能の維持・増進が図られてきたという従来の森林管理は今後は期待できず、新たな森林管理システムの構築が必要といえます。

森林の荒廃による琵琶湖と県民生活への影響

前述のとおり、社会経済情勢が大きく変化する中で、県内各地で間伐等の手入れが行き届かない人工林が約18,000haあると推計され、手入れ不足の森林は増加傾向にあります。また、里山林や奥山林は利用されずに長期にわたって放置され荒廃しています。

森林がこのままの状態では、下記の例に示すように森林の様々な機能が損なわれ、琵琶湖の保全や県民の暮らしに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

（資料 4ページ 「滋賀の森林の荒廃状況」参照）

(ア) 保水力等の低下による琵琶湖への悪影響

滋賀県では、水道水源の約3分の2は琵琶湖から取水されており、また、農業用水や工業用水もその多くが琵琶湖の水に依存しています。

手入れ不足により森林が荒廃すると、森林土壌のスポンジ効果による保水力等が低下し、洪水や渇水の危険性が高まるばかりでなく、琵琶湖の豊かな水の安定的な供給に影響を及ぼすこととなります。また、土壌中を通過した雨水を中和し、汚濁物を濾過する水質浄化機能も低下し、琵琶湖への有機物汚濁の負荷が高まり水質の悪化を招くおそれがあります。

こうした森林の荒廃による琵琶湖への影響は、看過できないものといえます。

(イ) 土砂流出・崩壊による災害の増加

荒廃した森林では、樹木の根が十分発達しないことや、林内に日光が届かず暗いため下草等が生えないことから、大雨が降ると土砂流出や山崩れを誘発し大きな被害もたらすおそれがあり、県民の生命や財産を危険にさらすことになります。

滋賀県における過去10年間(平成6年度から平成15年度)の林地荒廃の状況を見ますと、発生件数は約320件で被害面積は約40haとなっています。

今年は相次ぐ台風の上陸による大雨や地震の発生など異常気象により、近隣府県でも洪水や山崩れなど大きな被害が発生しました。幸い滋賀県では大きな被害はありませんでしたが、平成16年度もこれまでに26件の山崩れが発生しています。こうした被害を最小限に抑えるために、手入れ不足森林の早急な整備が必要です。(資料 5 ページ「滋賀県の山地災害の発生状況」参照)

なお、森林の荒廃地では1ha当たり年間307トンの土砂が流出するのに対し、良好な森林では2トンで、荒廃地と比較して1/150の土砂しか流出しないという調査報告があります。

(ウ) 地球温暖化の進行

樹木は成長の過程で光合成により二酸化炭素を吸収し固定する働きがありますが、間伐などの適切な森林整備がされず荒廃した森林では、樹木の成長が阻害され、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収機能の低下により地球温暖化が進行し、気温の上昇や異常気象の増加などを引き起こすことが懸念されます。

平成15年3月に策定された滋賀県地球温暖化対策推進計画では、平成22年における温室効果ガスの削減目標量を259.1万トン-CO₂と見込まれており、そのうち温室効果ガス吸収源対策として、森林整備による二酸化炭素の吸収量は8.6万トン-CO₂とされています。

(I) 環境に優しい資源である木材等の供給が困難

滋賀県の人工林では、除間伐が必要な年間面積は約4,500haと推計されますが、平成15年度では実際に除間伐が実施された面積は約2,900ha(約64%)に止まっています。

間伐などがされていない人工林では、樹木が密生しているため十分成長できず細いもやし状態となり、また、林内に日光が入らず下草が生えないため表土が流出し木の根元がむき出しとなります。こうした森林は、強い雨や風、雪により林木の倒壊が起こりやすくなるなど、将来の木材供給や公益的機能の高度発揮に大きな支障を来すおそれがあります。

こうしたことから、かけがえのない滋賀の森林を健全な姿で次の世代へ引き継いでいくためには、人工林においては、適時に適切な手入れを継続して実施していくことが最も重要なことであり、約18,000haと推計される手入れ不足森林の解消と併せて、手入れ不足森林がこれ以上発生しないよう取り組んでいく必要があります。

滋賀の森林も、森林・林業を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢から、手入れ不足の森林が増加傾向にあります。今こそ、森林の価値を再認識し、森林は琵琶湖と人々の暮らしと切り離すことができない県民共通の環境財であると捉え、公益的機能がより高度に発揮される森林づくりを目指して、県民全体の協働による取り組みを始める必要があります。

また、平成16年度の県政世論調査の結果や、県内各地で開催されたフォーラムや意見交換会でのアンケート調査結果をみても、県民が暮らしの中で森林に期待するはたらきとして、地球温暖化の防止、県土の保全、琵琶湖の水を蓄える機能などが挙げられており、森林の環境保全機能に対する期待が高いことが伺えます。また、森林の荒廃に対する関心度、森林づくりの活動に対する意識についても、関心があり、活動していきたいという割合が6割以上を占めており、上記の新たな森林づくりの方向は、こうした県民のニーズに沿ったものといえます。

(資料 26～27ページ 「第37回県政世論調査結果」「森林づくりと費用負担に関するアンケート結果」参照)

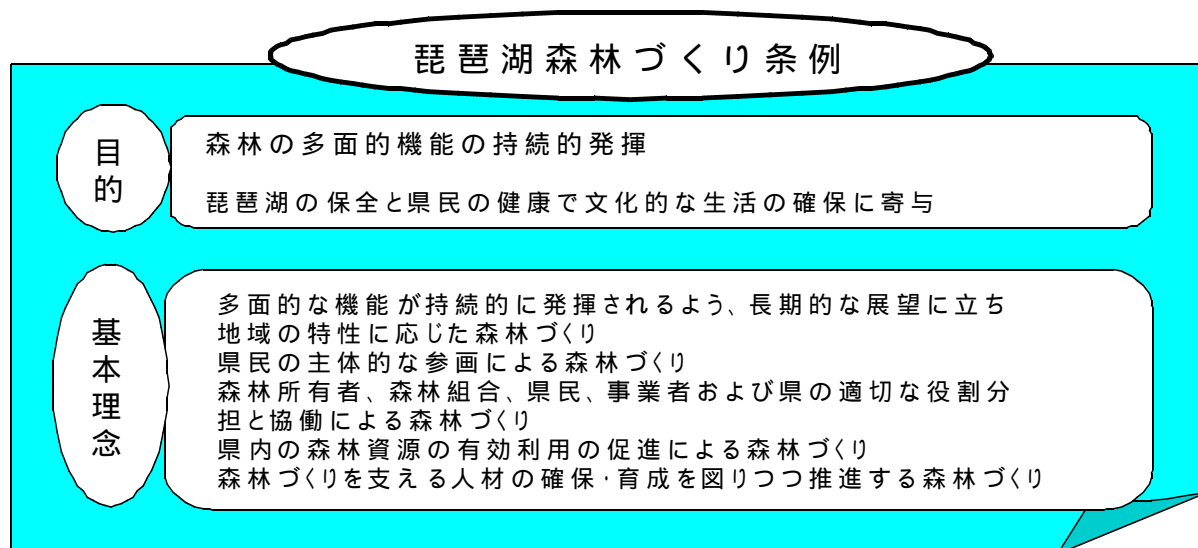
(3) 滋賀が目指す森林づくりの方向

琵琶湖森林づくり条例と基本計画

森林・林業を取り巻く現状や課題に鑑み、滋賀県では、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえない森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを命題に、平成16年4月に「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。条例は、これまでの林業を中心とした森林政策から森林の多面的機能が持続的に発揮される、環境を重視した新たな森林づくりへと転換するとともに、新たな森林づくりは森林の恵みを等しく享受している県民全体が協働で取り組んで行くことを基本理念とし、その具体的な施策展開をするため「基本計画」を策定することとしました。

(資料 28ページ 「琵琶湖森林づくり条例の概要」参照)

琵琶湖森林づくり条例の目的と基本理念



基本計画の内容としては、滋賀の森林は琵琶湖に注ぐ水をはぐくみ、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与しており、森林を健全な状態で次代に引き継いでいく必要があるとの認識のもとに、基本方針として次の二つを掲げています。

一つは、琵琶湖の水源かん養をはじめ森林が持っている多面的機能は、県民の暮らしに欠くことの

できない重要な機能であり、その高度な発揮を目指す、「森林の多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくり」を推進するとともに、二つには、森林を県民全体の貴重な財産として、森林所有者との連携のもとに、「県民全体で支える森林づくり」を推進することとしています。

これらの基本方針に基づき、「環境に配慮した森林づくりの推進」、「県民の協働による森林づくりの推進」、「森林資源の循環利用の促進」および「次代の森林を支える人づくりの推進」という4つの基本施策と戦略プロジェクトが明らかにされています。

また、基本計画では滋賀にふさわしい森林の姿やその推進方向を下記のとおり示しています。

森林の多面的機能の持続的発揮と地域特性に応じた森林づくり

多様な樹種、林齢の樹木が混在する階層構造がよく発達した針広混交林等、林内は適当な日照が確保され、大径木が点在し、また成長の旺盛な若齢の森林も生育し、下層木や下草が生育し、様々な野生動物の生息環境が確保されています。

適時、適切な密度管理が行われ、雪害や風害に強い森林となり森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮される森林が地域の特性を活かして継続して管理できる体制のもとで整備されています。

(1) 環境に配慮しながら木材資源の循環利用を目指す森林

多様化するニーズに対応した木材生産のため、適切な保育を推進し、地域特性に応じた森林整備を進めます。

木材生産機能とともに水源かん養機能などの公益的な機能を高度に発揮させるため長伐期林や複層林への誘導を図ります。

多面的機能を発揮させる森林づくりのため計画的な間伐を積極的に推進するとともに、路網や機械などの生産基盤を整備して森林整備の作業の効率化を図り、間伐材の利活用を進めます。

(2) 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるよう整備管理していく森林（環境林）

水源かん養や県土の保全など公益的機能を発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化により多様な森林づくりを推進します。

林内路網の未整備等により、放置された奥地の人工林などを対象に、管理コストのかからない環境保全に優れた針広混交林に誘導するための強度な間伐による森林整備を支援します。

(3) 里山林

里山林は自然を身近に感じることができる森林資源であり、地域の特性にあった森林管理と活用方法を検討し、県民協働による森林整備を推進します。

里山を林産物の生産をはじめ、環境学習やレクリエーションの場として多面的に利用することにより、地域の活性化につながる活動を進めます。

(4) 奥山林

天然性のスギを交えたブナ林などの豊かな森林が広がっており、自然生態系の森林維持機能が備わっていることから、できるだけ自然の遷移に委ねた森林管理を進める。

山地災害の復旧や森林病虫害の防除等により自然生態系の保全に努めます。

(資料 29～34ページ 「琵琶湖森林づくり基本計画の概要」参照)

このように、滋賀県が基本計画の中で、特に、琵琶湖と森林との関係を重視し、水源かん養機能などの公益的機能が高度に発揮されるための森林づくりとして環境林整備を位置づけたことや、里山の環境保全の推進などを打ち出したことは、これまでの林業施策の体系にはない環境重視の新たな考え方に基づいた施策の展開を目指すものであり、これからの森林づくりの方向であると考えます。

こうした環境こだわり県滋賀にふさわしい新たな森林づくりの取り組みを実現可能なものとしていくためには必要な財源の確保が重要であり、その方向性を探ることは大変意義があると考えますが、まず、県政全体の施策の中で滋賀の新たな森林づくりが優先的に取り組まれるべきと考えます。

しかし、これは県の広範な政策展開の判断によるところが大きく、懇話会としては与えられた範囲の中で新たな森林づくりのための費用負担のあり方について検討をすることとしました。